

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	(総務部総務課)	25
○特定調達契約に係る入札の公告……………	(総務部総務課)	26
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(総務部総務課)	27
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業施設管理課)	28
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	28
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	28
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	28
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	28
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	29
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	30
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課)	30
○土砂災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	30
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	31
○道路の供用の開始……………	(維持管理防災課)	38

公 表

○水防法による洪水浸水想定区域の指定……………	(維持管理防災課)	38
-------------------------	-----------	----

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	38
----------------------	----

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……………	40
--------------------------------------	----

告 示

北海道告示第696号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成29年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成29年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成29年12月15日に一般競争入札の公告を行う次の契約

- ア 北海道庁本庁舎等で使用する電力の需給契約
 - イ 北海道庁別館西棟庁舎で使用する電力の需給契約
 - ウ 指定庁舎等で使用する電力(業務用)の需給契約
- アからウまでについては、それぞれの契約とする。

(2) 資 格 電力の需給契約に関する資格(以下「資格」という。)

(3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 供給開始日から送電をすることが可能であること。
- (3) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧(6,000ボルト以上)電力で、1件の契約が50kW以上の電力供給実績があること。
- (4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。
- (5) 北海道の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱(平成28年10月31日付け総務第2762号)の第5の環境配慮審査基準に適合する者

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(3)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成29年12月15日（金）から平成30年1月12日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道総務部総務課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so_nyusatu.htm）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、イ、ウ及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
- 6 資格に関する事務を担当する組織
- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 名 称 | 北海道総務部総務課 |
| (2) 所 在 地 | 札幌市中央区北3条西6丁目 |
| (3) 電 話 番 号 | 011-204-5120 |

北海道告示第697号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び予定数量

ア 北海道庁本庁舎等で使用する電力

(ア) 基本料金	（契約電力1kW当たりの単価）	1,670kW
(イ) 電力量料金	（使用電力量1kWh当たりの単価）	4,736,000kWh

イ 北海道庁別館西棟庁舎で使用する電力

(ア) 基本料金	（契約電力1kW当たりの単価）	159kW
(イ) 電力量料金	（使用電力量1kWh当たりの単価）	311,800kWh

ウ 指定庁舎等で使用する電力（業務用）

- (ア) 業務用電力（一般）
- | | | |
|---------|-------------------|--------------|
| a 基本料金 | （契約電力1kW当たりの単価） | 587kW |
| b 電力量料金 | （使用電力量1kWh当たりの単価） | 2,086,300kWh |
- (イ) 業務用電力（平日休日別）
- | | | |
|-------------|-------------------|--------------|
| a 基本料金 | （契約電力1kW当たりの単価） | 705kW |
| b 電力量料金（平日） | （使用電力量1kWh当たりの単価） | 1,963,900kWh |
| c 電力量料金（休日） | （使用電力量1kWh当たりの単価） | 820,400kWh |
- (ウ) 業務用電力（時間帯別）
- | | | |
|-------------|-------------------|-----------|
| a 基本料金 | （契約電力1kW当たりの単価） | 36kW |
| b 電力量料金（昼間） | （使用電力量1kWh当たりの単価） | 26,400kWh |
| c 電力量料金（夜間） | （使用電力量1kWh当たりの単価） | 23,900kWh |

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成29年北海道告示第696号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎4階出納局
入札室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課）

(2) 入札日時 平成30年1月31日（水）午前10時（送付による場合は、同月30日（火）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道総務部総務課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so_nyusatu.htm）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総務部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 電 話 番 号 011-204-5120

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Electricity to be used in Hokkaido Government building (Electrical Room)

Contract type : Commercial power (standard)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,670 kW

(b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 4,736,000 kWh

b Electricity to be used in Hokkaido Government Annex West building (Electrical Room) Contract type : Commercial power (standard)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 159 kW

(b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 311,800 kWh

c Electricity to be used in the designated buildings of local agency of Hokkaido Government

(a) Contract type : Commercial power (standard)

・ A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 587 kW

・ A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 2,086,300 kWh

(b) Contract type : Commercial power (by weekday holiday)

・ A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 705 kW

・ A unit price (weekday) per kWh, The estimated electricity for the year : 1,963,900 kWh

・ A unit price (holiday) per kWh, The estimated electricity for the year : 820,400 kWh

(c) Contract type : Commercial power (by timezone)

・ A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 36 kW

・ A unit price (daytime) per kWh, The estimated electricity for the year : 26,400 kWh

・ A unit price (nighttime) per kWh, The estimated electricity for the year : 23,900 kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00A.M., January 31, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than January 30, 2018)

C Contact : Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5120

北海道告示第698号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成29年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称（各1時間当たりの単価）及び数量

北海道庁本庁舎構内除排雪業務 一式

(1) 除雪ドーザ（9トン（1.5㎡）級以上 汎用プラウ）	641時間
(2) ダンプトラック（10トン級以上 排雪用差し枠）	1,183時間
(3) ホイールローダ（0.5㎡級以上 スノーバケット付き）	301時間
(4) バックホウ（ホイール型0.45㎡級以上 スノーバケット付）	214時間
(5) ロータリー除雪機（10PS以上）	158時間
(6) 除雪作業員	1,211時間

2 随意契約の相手方を決定した日

平成29年11月17日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社佐野重機

(2) 住 所 札幌市西区発寒4条6丁目2番37号

4 随意契約に係る契約金額

(1) 24,000円 (2) 15,000円 (3) 9,500円 (4) 13,500円 (5) 10,000円 (6) 3,000円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道総務部総務課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目	北海道知事 高 橋 はるみ 1 保安林予定森林の所在場所 北斗市戸切地50の1（次の図に示す部分に限る。） 2 指 定 の 目 的 水源^{かん}の涵養 3 指 定 施 業 要 件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び北斗市役所に備え置いて縦覧に供する。）
北海道告示第699号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成29年12月7日、月形土地改良区の定款の変更を認可した。 平成29年12月15日 北海道知事 高 橋 はるみ	北海道告示第702号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。 平成29年12月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 解除予定保安林の所在場所 空知郡南幌町4372・4644（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 風害の防備 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び南幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）
北海道告示第700号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、平成29年12月19日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成29年12月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 地 区 名 事業の種類 縦覧場所 新高倉北 経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理） 北海道石狩振興局 武 田 同上 同上	北海道告示第703号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。 平成29年12月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 厚岸郡浜中町三番沢9から11まで、四番沢195、196、六番沢1、4から16まで、18、19、41、42、46から51まで、219、224、228、大津屋沢6・51（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、5、7から15まで、17、18、25、52から57まで、59、63、66、70、77、奔幌戸
北海道告示第701号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。 平成29年12月15日	

845・846（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）・796、798から802まで、805、811、813、817、820、822、823、825から827まで、836、838、840から842まで、844、847から849まで、853、854、857、858、862、863、870、874から877まで、881、882、姉別南495・497（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）・484、490、496、499、501、502、504、520、522、525、541、543、544、548、幌戸124、128、129、131から136まで、138から145まで、154、167、後静190、193、243から245まで、295、297、316、319から321まで、348、352、354、356、358、361から363まで、365、366、浜中東21、44、45、48、55、62、73から75まで、82、84、95、98、104から118まで、127から172まで、187から209まで、浜中東五線6、12、13、15、17、22の1から22の3まで、23、39の1、39の2、41の1、41の2、49、浜中東六線2、10、14、16、18、20、26、28、30、36、羨古丹143、144、146、156の1、161、162、茶内東五線1から7まで、9から11まで、13、15から17まで、19、21から24まで、29から35まで、37、38、42、54、62、茶内東六線2、4、6、10、14、16、18、20、22、24、26、28、30、32、34、36、38、40、42、44、46、48、50、52、54、56、58、60、62、64、66、68、70、72、74、76、78、80、82、84、86、88、90、92、94、96、98、100、102、104、106、108、110、112、114、116、118、貫人274、288、291から293まで、297、299、300、302、303、309、317、319、322、324、329、330、走古潭5、7

2 保安林として指定された目的 霧害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振

興局産業振興部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第704号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 虻田郡豊浦町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 虻田郡豊浦町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 沙流郡日高町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第705号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成29年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 北見市（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第706号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成29年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 (1) 通知の内容 平成29年北海道告示第664号

(2) 所在が不明な者 眞柄 幸二

(3) 掲示場所 豊浦町役場

2 (1) 通知の内容 平成29年北海道告示第683号

(2) 所在が不明な者 住吉 常義、三影 滝太郎

(3) 掲示場所 福島町役場

北海道告示第707号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年12月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

札幌中ノ沢4丁目（Ⅰ－0－130－130）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

札幌市南区中ノ沢4丁目、中ノ沢（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

札幌中ノ沢5（Ⅱ－0－71－71）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

札幌市南区中ノ沢3丁目、中ノ沢（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

硬石の沢川（Ⅰ－53）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

札幌市南区川沿11条3丁目、川沿12条3丁目、4丁目、5丁目、硬石山（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

4 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

右中の沢川（Ⅱ－43）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

札幌市南区中ノ沢（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

5 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

右中の沢左沢川（Ⅱ－44）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

札幌市南区中ノ沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 中の沢川（Ⅱ－45） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区中ノ沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 左中の沢川（Ⅱ－46） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区中ノ沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 右北の沢川（Ⅰ－62） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区北ノ沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 北の沢団地右の沢川（Ⅰ－63） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区北ノ沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 左北の沢川（Ⅰ－71） (2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区北ノ沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）	北海道告示第708号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成29年12月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌川沿1条2丁目1（Ⅰ－0－121－121） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区川沿1条2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌川沿1条2丁目2（Ⅰ－0－560－2978） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区川沿1条2丁目、藻岩山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌川沿1条3丁目（Ⅰ－0－122－122） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区川沿1条3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌川沿1条3丁目2（Ⅲ－0－H17－001） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区川沿1条3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
---	---

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌川沿1条4丁目（I－0－123－123） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区川沿1条3丁目、4丁目、北ノ沢7丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌川沿1条6丁目1（I－0－124－124） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区川沿1条6丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌川沿1条6丁目2（II－0－66－66） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区川沿1条6丁目、中ノ沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌川沿2条3丁目（I－0－H17－005） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区川沿2条3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌川沿2条4丁目（I－0－125－125） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区川沿2条4丁目、5丁目、川沿3条5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌川沿3条3丁目（I－0－561－2979） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区川沿3条3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌川沿4条3丁目（I－0－562－2980） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区川沿4条3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌川沿5条3丁目1（II－0－H17－008） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区川沿5条3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌川沿5条3丁目（I－0－563－2981） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
---	--

札幌市南区川沿5条3丁目、川沿6条3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌南沢3（Ⅰ－0－132－132） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区川沿6条4丁目、川沿7条4丁目、川沿町、南沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌川沿町1（Ⅰ－0－127－127） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区川沿町、川沿7条4丁目、川沿8条4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌川沿町2（Ⅰ－0－128－128） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区南沢2条1丁目、川沿9条4丁目、川沿町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌川沿町3（Ⅰ－0－129－129） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区川沿10条3丁目、川沿町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌川沿11条3丁目（Ⅲ－0－H17－002） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区川沿11条3丁目、南沢1条2丁目、川沿町、南沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌川沿12条5丁目（Ⅱ－0－67－67） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区川沿12条5丁目、南沢、硬石山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌硬石山1（Ⅱ－0－75－75） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区川沿12条5丁目、硬石山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌硬石山2（Ⅰ－0－139－139） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区川沿18条1丁目、2丁目、硬石山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
--	---

札幌中ノ沢1（Ⅱ－0－68－68） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区北ノ沢9丁目、中ノ沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌中ノ沢4（Ⅱ－0－70－70） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区中ノ沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌中ノ沢3（Ⅲ－0－15－15） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区中ノ沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌藻岩山11（Ⅱ－0－54－54） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区北ノ沢、藻岩山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌北の沢2（Ⅰ－0－119－119） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区北ノ沢（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌北の沢3（Ⅱ－0－62－62） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区北ノ沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌北の沢4（Ⅱ－0－63－63） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区北ノ沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌北の沢5（Ⅱ－0－64－64） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区北ノ沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌北の沢6（Ⅲ－0－14－14） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区北ノ沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
---	---

- 次の図のとおり
- 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌北の沢7（Ⅱ－0－65－65）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区北ノ沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌北の沢8（Ⅱ－0－H17－003）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区北ノ沢、北ノ沢9丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
下中の沢川（Ⅰ－60）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区中ノ沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
愛犬の沢川（Ⅰ－61）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区北ノ沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北の沢団地の沢川（Ⅰ－64）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区北ノ沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北の沢1号下沢川（Ⅱ－47）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区北ノ沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北の沢トモエ沢川（Ⅰ－65）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区北ノ沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北の沢1号上沢川（Ⅰ－66）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区北ノ沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北の沢2号下沢川（Ⅰ－67）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区北ノ沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北の沢2号上沢川（Ⅰ－68） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区北ノ沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北の沢奥左沢川（Ⅰ－70） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区北ノ沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路興津1丁目（Ⅰ－9－59－2780） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市興津1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路興津3丁目1（Ⅲ－9－17－770） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市興津3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路興津3丁目2（Ⅱ－9－20－2114） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市興津3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路興津3丁目3（Ⅰ－9－60－2781） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市興津3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路市興津3丁目4（Ⅱ－9－21－2115） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市興津3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路興津3丁目5（Ⅲ－9－18－771） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市興津3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路興津3丁目6（Ⅲ－9－19－772） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
--	--

釧路市興津3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路興津3丁目7（Ⅱ－9－22－2116） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市興津3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路興津3丁目8（Ⅲ－9－20－773） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市興津3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路興津3丁目9（Ⅱ－9－23－2117） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市興津3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路益浦2丁目1（Ⅲ－9－21－774） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市益浦2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路益浦2丁目2（Ⅱ－9－24－2118） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市益浦2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路益浦2丁目3（Ⅲ－9－22－775） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市益浦2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 益浦3丁目1（Ⅰ－9－61－2782） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市益浦3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路益浦3丁目2（Ⅲ－9－23－776） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市益浦3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
---	---

釧路益浦3丁目3（Ⅱ－9－25－2119） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市益浦3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路益浦3丁目4（Ⅲ－9－24－777） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市益浦3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路益浦3丁目5（Ⅱ－9－26－2120） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市益浦3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路益浦3丁目6（Ⅲ－9－25－778） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市益浦3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第709号	道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成29年12月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日 道 上 庶 路 庶 路 停 車 場 線 白 糠 郡 白 糠 町 タ ン ネ ナ イ 3 番 15 地 先 か ら 平 成 29.12.15 同 郡 白 糠 町 庶 路 基 線 168 番 9 地 先 ま で
	公 表
	水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。 「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。 平成29年12月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 水 系 名 河 川 名 閲 覧 場 所 二 級 河 川 常 盤 川 常 盤 川 北 海 道 渡 島 総 合 振 興 局 函 館 建 設 管 理 部 用 地 管 理 室 維 持 管 理 課 及 び 事 業 室 事 業 課 同 石 川 同 二 級 河 川 向 別 川 向 別 川 北 海 道 胆 振 総 合 振 興 局 室 蘭 建 設 管 理 部 用 地 管 理 室 維 持 管 理 課 及 び 浦 河 出 張 所 二 級 河 川 乳 呑 川 乳 呑 川 同 一 級 河 川 石 狩 川 比 布 川 北 海 道 上 川 総 合 振 興 局 旭 川 建 設 管 理 部 用 地 管 理 室 維 持 管 理 課 及 び 事 業 室 事 業 課 一 級 河 川 天 塩 川 剣 淵 川 北 海 道 上 川 総 合 振 興 局 旭 川 建 設 管 理 部 用 地 管 理 室 維 持 管 理 課 及 び 士 別 出 張 所 同 豊 栄 川 北 海 道 上 川 総 合 振 興 局 旭 川 建 設 管 理 部 用 地 管 理 室 維 持 管 理 課 及 び 美 深 出 張 所
	総合振興局告示及び振興局告示
	北海道オホーツク総合振興局告示第162号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成29年12月15日 北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 貨物兼乗用自動車 2台（交換契約により貨物兼乗用自動車2台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車2台を契約の相手方から調達する。）
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期日 平成30年3月30日（金）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入（自動車）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年12月15日（金）から平成30年1月12日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係）

(2) 入札日時 平成30年1月29日（月）午後1時30分（送付による場合は、同月26日（金）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 自動車の賃貸借 3台、自動車の交換契約 1台

(2) 予定時期 平成30年1月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4版用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局のホームページ（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuunnai.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)、及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課

(2) 所 在 地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目

(3) 電 話 番 号 0152-41-0608

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Car 2

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., January 29, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than January 26, 2018)

C Contact : Administrative Division Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan

Phone : 0152-41-0608

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第533号

昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成29年12月21日から施行する。

平成29年12月15日

北海道警察本部長 北 村 博 文

別表旭川方面旭川東警察署の部愛別の項中 「同 愛別町
字本町346番 地」 を 「同 愛別町
字本町103番 地2」 に改

め、同部愛山の項中 「同 字愛山728番
7」 を 「同 字愛山728番
地7」 に改める。